6 総務第 3 3 5 4 号 平成 2 7年 1月 1 9日

米軍基地建設を憂う宇川有志の会 代表 三野 みつる 様

京丹後市長 中 山 泰

「経ヶ岬の米軍基地建設に関する緊急の要請書」及び 「経ヶ岬米軍基地に関する緊急質問」について(回答)

平成26年10月15日に提出いただきました標記要請書及び平成26年11月 12日に提出いただきました標記質問 について、別紙のとおり回答いたします。

経ヶ岬の米軍基地建設に関する緊急の要請書に対する回答

1、昨年から今年にかけて4者協議(防衛省、京都府、京丹後市、京丹後署) が16回に渡って開かれたそうですが、京都新聞社による6回分の情報公開 請求では、そのほとんどが非公開だったとしています。(京都新聞10月5日 付)住民の安心・安全にかかわる米軍基地建設に関して協議の内容を非公開 にすることは、行政の住民に対する姿勢として重大な問題だと考えます。私 たちは、その内容の全面公開を強く求めます。

関連して、テロ、基地での事故などに関して、住民避難の議論が行われているのであれば、その内容をすみやかに住民に明らかにすることを求めます。

- 1 米軍経ヶ岬通信所の設置・運用を巡る必要な情報については、その都度、 防衛省又は市当局等から説明会等を開催し、市民や関係者の皆さんに情報の 周知等を行うとともに、10月22日に設置しました国、米軍、京都府、警 察、地域住民代表及び市当局から構成される「米軍経ヶ岬通信所設置に係る 安全・安心連絡会」等の場を中心として情報提供と共有、各般の安全・安心 を確保するための取組み等に尽力しています。
- 2 4者協議につきましては、一般的に、他の分野においても日常的に行われているのと同様な、実務者同士による率直な意見交換等を行う打ち合わせの場であり、そもそも公開する・しないが論じられる対象となる性格を有する場ではないと理解していますが、ご指摘のように、他方で、安全・安心を確保するための取組み等についての情報の公開と共有が大変重要であることはいうまでもありません。
- 3 このため、必要に応じ4者協議等を経て様々な取組みを中心的に進める場としての上記1の「安全・安心連絡会」を公開により行なうとともに、地元 住民代表はじめ多くの住民代表の方々に参加をいただき、安全・安心確保の ための必要な情報等の共有に努めています。
- 4 なお、米軍機関の所在のいかんにかかわらず、万々一のテロ等武力攻撃事態等に備えた避難救援等の保護のための措置については、国民保護法の施行により平成18年度に「京丹後市国民保護計画」を制定し、必要な手続き策定の準備を既に行っており、今後とも、常に備えを怠らず、必要に応じた対応を進め、かつ広く市民の皆さんとの情報共有を行ってまいります。

- 2、米軍基地の工事に関して下記の事項について京丹後市としての姿勢を改めてお聞きし、要請します。
 - (1) 重要な約束違反については、追認せず、是正するよう強く求めること。また、京丹後市としての基本的な姿勢を改めて明確にすること。 そうでなければ、昨年9月に防衛大臣が「責任を持つ」と述べ、京丹 後市もその表明をもって設置に協力した前提条件は崩れ去ると言わざ るをえません。

工事は、通学時間帯を避け、休日・祝日は行わないとしたことなど当初の約束の多くが履行されていません。9月11日に一方的に休日工事を通告したことについて、京丹後市としてとった対応を明らかにするとともに、今後、こうした約束違反が起きないことを保障すること。米兵および軍属の当座の居住地・施設について、地域住民へ説明を行うこと。米兵と軍属が市内数カ所のホテルに住み、追加部隊も入ってきます。こうしたホテル住まいは長期にわたる(少なくとも2015年の3月)ことから、地域住民への説明が必要です。しかるに、このことに関する説明は全く行われていません。また、居住候補地については、いまだ一切の説明もありません。その進行状況を明らかにすること。

米軍による工事は、「穴文殊」一体を破壊しながら進められています。 国定公園であり、かつ、世界ジオパークネットワークによって山陰海 岸ジオパークに認定されていることから、この破壊(形状変更)は許 されないと考えます。これに関連して、下記事項について明らかにす ること。

- ア、国定公園は京都府の管轄ですが、該当する自治体である京丹後市に、 事前に工事による形状等の変更について具体的な説明があったのか どうか明らかにすること。
- イ、形状変更は「必要最小限」と説明されていますが、だれが必要最小 限であると判断したのか、米軍が判断したのか明らかにすること。
- ウ、京丹後市は今年6月に「米軍基地建設を憂う宇川有志の会」への回答で「ご指摘の穴文殊九品寺及びハヤブサはじめ本市の大切な資産や環境が確実に保全されねばならない、ということであり、この確保が前提である」と答えていますが、工事により、松の木が切られ、岩盤が深さ数メートル破壊され、コンクリート柱が林立し、巨大な格納庫が建築されるのは、これに反すると考えます。京丹後市としての見解を明らかにすること。
- エ、基地建設に関連して、景観保全、環境保全を求めるとしていますが、 その具体的な計画を明らかにすること。

【回答】

- 1 住民説明会等においては、建設業者が請け負うこととなる基地建設の工事については、基本的に、日曜祝日は実施しない、と説明していましたが、昨夏の天候状況等により工事の遅延が想定以上に生じたことから、地元に事情を説明し、周辺の住民生活へ影響が出ないよう取り計らうなど安全・安心を確保することを前提としてご了解を得た上で9月14日、15日、21日、28日及び10月5日の5日間に限り実施をされたと了知しています。今後とも、当初、想定されなかった事情等が生じる場合は、あらかじめ地元への説明、情報提供等の手続きをしっかりと行った上で、諸手続き・作業等を進めてまいります。
- 2 軍人・軍属関係者の居住地・施設等については、昨年9月から軍人・軍属 が滞在されることとなる峰山町のホテル周辺の区長等の関係者・住民に対し て、昨年4月の段階で、峰山庁舎にお集まりいただき、その旨説明をいたし ました。また、軍人・軍属が来丹される前の段階においても、具体的な人数 等をはじめ、安全・安心対策も含め、峰山町、網野町の関係区長さんに説明 をしております。

なお、軍属の居住地を巡る基本的な対応のあり方等については、昨年9月26日付け「貴会からの緊急質問」に対する回答(以下「貴会緊急質問に対する回答」という。) P 1 に回答したとおりでありますとともに、昨年12月8日開催の「安全・安心連絡会」において説明・確認されたとおり、「今後、平成27年3月末をメドに民間賃貸住宅等を選定した上で、現在滞在しているホテルから移住する」こととされていましたが、軍属の大部分が居住できる既存の賃貸借住宅が不足している現状を踏まえると新規賃貸住宅が必要であり、居住地決定後の建設期間等を考慮した場合、年度内移住は困難な状況となっています。しかしながら、早期に居住地を決定するべく、米側を中心に鋭意必要な交渉・検討が進められていると承知しています。

3 穴文殊の環境保全等については、貴会緊急質問に対する回答 P 2 において 回答したとおりであり、その状況については、地元関係者とともに本市とし ても立ち入りのうえ特に問題はない旨確認をしているところです。

また、景観保全については、基地内の建物の外観を航空自衛隊経ヶ岬分屯 基地の建物の外観に模したものとするとともに、国道側の外柵沿いに植栽を 行うなど、周辺の景観に溶け込むように、必要な配慮が行われるべく確認を しているところです。

さらに、環境保全については、一昨年9月10日付けで防衛大臣に確認を求

め同19日付けで政府として責任ある対応の確認を得ているように、各種の環境保全の確保・確認を万全に行うため、電磁界強度、騒音度及び海への排水による環境への影響についてレーダー設置の前後で調査することとしています。現在まで、事前の各調査を実施したところであり、今後、本年1月から順次、速やかに事後の各調査を重ね、比較確認・検証を行うこととしております。詳細については、昨年12月開催の安心・安全連絡会で説明・確認されたとおり、本年1月に電磁界強度調査を実施し、その後も継続して各調査を実施する予定としています。

騒音調査:平成27年2月、5月及び8月

電磁界強度調査:平成27年1月、4月及び7月

水質調査:平成27年3月、7月及び11月

(2) 日本環境管理基準の実施と公開は、景観保全、生態系保全、環境保全という点からきわめて重要でした。防衛省が行う一部の環境調査では、これらはカバーできないことは明らかです。しかし新聞報道で「日本政府の情報に基づき、現地調査は必要ないと判断された」と米軍は回答したとしています。このことについて、京丹後市に事前に説明があったのか、経過を明らかにすること。

過日公表された3 つの事前調査の結果は、いずれも調査箇所が3 カ所あるにもかかわらず数字が一つしか公表されていません。これはどういうことなのか明らかにすること。

さらに、発電機、燃料備蓄、上水と排水、生活関連施設などについて、 環境対策、環境への影響をなくすための対策の内容を明らかにするこ と。

【回答】

1 日本環境管理基準の適用関係と景観保全、環境保全等のあり方に関する考え方、対応等については、貴会ご質問への本市6月23日付け回答P1~2で回答したとおりですが、いずれにせよ、大切なことは同基準の適用関係等のいかんにかかわらず様々な環境保全等についての検証・確認が万全になされることである、という認識のもと、一昨年2月の防衛省からの本件申し入れ以来、各般に亘る安全・安心の確保のため京都府とともに様々な検証を重ねてきたところです。

なお、併せて、防衛省からは「これまでも日米間の様々なやり取りの中で、 経ヶ岬へのTPY - 2 レーダーの配備に当たっては、絶滅危惧種であるハヤブ サの目撃情報、由緒ある穴文殊が隣接していること、自然公園法に基づき指定 されている海岸地区であるといった情報を提供するとともに、周辺環境や住民への安全に十分配慮するよう申し入れており、この点については米側からも理解を得られている。」との説明は受けておりますので、念のため申し添えます。

2 電磁界強度、騒音及び水質の各調査については、それぞれ3ヶ所において計測を実施しています。各調査の結果については、今後も継続して複数回の調査を実施し、レーダー設置前の計測値との変化・相違を把握した後に得られるものであり、その結果については公表いたします。現時点では、中間報告として、3ヶ所のうちの上下の計測値を公表し、その範囲を示すことにより、経ヶ岬通信所周辺の現状について情報提供するものであり、数字を一つしか公表していないわけではありません。しかしながら、ご指摘もありますので、様式も含め、公表方法については、決して疑義のないよう今後、防衛省との必要な調整も行いたいと考えています。

発電機から生じる騒音については、現在、早急に万全な改善措置を講じるべく、米側において遮蔽のためのコンテナや吸音パネルを設置したほか、防衛省においても、防音パネル、吸音材及び減音装置を設置したところですが、引き続き、騒音解消のための確実な措置を円滑に実施してまいります。また、ご指摘の燃料備蓄、上水・排水、生活関連施設については、第 期工事で整備される予定で、日本国内の基準を尊重し、排水による海への影響の調査も含め、適切に実施されるよう、防衛省への要請を含め確実に履行してまいります。

- 3、市長は9月30日に「レーダーがいつ搬入されるかは、安全のために明らかにしない」と公言されたが、住民の安全安心に係わるこの重大な事柄を隠すことがどうして安全確保につながるのか理解に苦しみます。しっかりと説明をしていただきたい。その上で、Xバンドレーダーがいつ設置され、いつから試験運用するのか、さらに、本格運用はいつから実施するのか改めて明らかにされることを求めます。さらに関連して以下の項目についても明らかにされたい。
- (1) 海難事故、ドクターヘリ運行時の停波の措置を必ず実施することを求めること。また、停波に関する米軍との取り決めがどのようになるのか明らかにすること。
- (2) 車力で停波したことがないとの米軍の証言について、京丹後市は承知していたのかどうか明らかにすること。
- (3) 電磁波の照射の範囲について改めて明らかにすること。「軍事上の保全のため」が含まれる照射範囲は縮小できると考えられることから縮小を求めること。

- 1 まず、レーダーの搬入の日時については、防衛省からその4日前の段階で事前に連絡をいただいたところですが、搬入日時の情報については、輸送経路の選択肢が地理的に一定程度限られ想定されざるをえない中で、搬入日時情報は輸送情報であり、且つもって警備関係情報に直結しうる情報であるので、本市内に限らず輸送経路周辺の様々な、万一の危機管理を万全に確保する立場から総合的に考慮し、防衛省からの要請も踏まえ、輸送日時情報については特に慎重に扱うことが適切と考えた次第です。輸送全般に係る様々な安全、安心を確保するためやむをえない事情にあった点、ご理解をお願いします。
- 2 停波の場合の仕組みについては、11月1日から飛行制限区域の設定に伴い、ドクターへリ運行時や捜索救難等の航空機が飛行制限区域を飛行する場合における停波の手続きが関係機関により確認され、10月31日付けで防衛省より関係各署に通知連絡されるとともに、12月8日開催の関係機関・地元住民代表等で構成される「安全・安心対策連絡会」においても報告・共有されたところです。
- 3 また、ご指摘の停波を巡る米軍の証言につきましては、その趣旨の一部報道があったことは承知しており、その経過等は不詳ですが、その後直ちに、 当方として、改めて防衛省を通じて在日米軍司令部に確認を行い、いずれの 事案についても照射を中止していたことを確認しています。
- 4 なお、電磁波の照射の範囲に関し、その範囲を一定の前提に、飛行制限区域が定められていることからは、基本的に「半径6キロメートルの円内の区域のうち北緯35度45分53秒の線の北側(経ヶ岬通信所)にある区域については、地表面又は水面から19,000ft」より高くは照射されないと受け止めていますが、運用の詳細については、まさに施設の機能・所期される目的に直結する情報であり、原則、開示・公開されるべき性格のものではない旨、了知しています。

4、米兵、軍属による事件・事故が起きないようにするために、引き続き万全 の対策をとること。

自動車の運転者については、十分な任意保険に加入し、契約切れなどがないことを市当局が米軍に確認できる制度を作ること。

5、万一、事件事故が起きた場合にその被害者が不当な不利益を受けることが ないような保障制度を国に求めること。それが不十分なら市がその制度を具 体化すること。

- 1 10月22日に、関係者の緊密な連携の下、事件・事故防止を含め住民の安全・安心の確保に取り組む組織として「経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会」が設置されたところであり、引き続き、関係機関とともに本会を中心に、万全の対策を確保してまいります。
- 2 また、任意保険については、昨年9月26日付け「貴会からの再質問」に対する回答P4の1に回答したとおりであるとともに、加入義務の指導徹底については、様々な機会において防衛省、米軍に対し確認し、その徹底を求めてまいります。

「経ヶ岬米軍基地に関する緊急質問」に対する回答

1,10/27 に発生した交通事故について

10/27(月)未明、米軍基地関係者が弥栄町で電柱に激突するという自動車事故が起きました。電柱は根元からヘシ折れて溝へずれ込み、車は大破。それでも京丹後警察は軽微な自損事故として公表しておりません。市は基地司令官に申し入れをしたと聞きますが、私たち住民には何の説明もありません。「事件事故の防止には万全を尽くす」という従来からの約束があるにも係わらずこのような事が起きたのは誠に遺憾であり、私たち住民はとても安心して暮らせません。市長はこの事故についてどのように考えておられますか。

この事故は、どういう立場の方が、どういう事情で起こし、どのような処分を受けたのか、再発防止に向けどういう事をなされるのか、今後万一住民に被害を与えるような事件事故が起こったなら、どのように対処されるのか、それぞれについて市は米軍よりどのような説明を受けていますか。

この事故は、軌道が少しずれていたなら民家に激突し市民に直接の被害を 及ぼすような事故でした。市は市民全体に対し にあげる内容を明らかにす べきと考えますが、説明会等を開く予定はありませんか。ないのであるなら、 それは何故ですか。

【回答】

- 1 10月22日に「米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心連絡会」を設置し安全・安心の確保の徹底について改めて確認したところであり、事故発生の連絡を受け直ちに、自損事故とはいえ事故防止に懸命に注力する中で遺憾であることを表すとともに今後このような事故をなくすべく米軍司令官に要請をしたところです。
- 2 本件については、当事者はレーダー施設管理の関係者であり、道路の側溝 に落ちるのを避けようとして発生したものであるが、今後このような事故が 起こらないよう万全に努める旨、説明を受けています。

なお、事故関係等については、12月8日開催の「安全・安心連絡会」においても議題とされ、今後とも、関係行政機関、地元住民代表等で構成され、公開で開催される本連絡会において必要な報告がなされ、状況の共有と必要な対策を進めることとしております。

2 , 基地建設工事について

米軍基地建設工事に対しては、穴文殊の景観保全に万全を尽くす、通勤時間帯は工事をやらない、日曜祝日は工事をやらない、騒音対策を行う、工事時間は 6:30 から 18:30 の間、工事車両は国道側ゲートから出入りする、などの約束が事前になされていました。しかし、10 月以降それらの約束がほとんど無視される事態が続いています。市はこの状況をどのように捉え、どのように対処されてきましたか。

特に 10 月の祭以降、やらないとされていた日曜祝日の工事・作業が、米 軍作業者を中心にずっとやられています。また 18:30 までとされていた作業 時間も無視されて夜間もやられています。これらは明かな約束違反であり、 住民への背信行為ですが、市はどのように考えておられますか。

九品寺本堂裏崖先の基地敷地外にあった松の木が、10月下旬に切り倒し処分されましたが、その理由と、取られた手続きを市はどのように聞いておられますか。

基地建設の中で、崖先の巨大な緑色の建物など、当初防衛局から示された計画にない施設・建物がいくつも作られています。その理由と内容を市はどのように聞いておられますか。

10/25(土)より、レーダー専用発電機が24時間ぶっ通しで動き始め、騒音が近くの住民を悩まして多くの苦情が出ています。また、九品寺の参拝者にも苦痛を強いています。更に、11/4(火)頃よりレーダー施設からの騒音もこれに加わりました。市はこの状況をどのように考えておられますか。騒音の調査は現在どのようになっていますか。

【回答】

1 日曜祝日の工事については、本件回答書と併せて発出しています昨年10月15日付け貴会を含む三会からの緊急の要請書への回答(以下「緊急要請書回答」という。)3 Pの1に回答しているとおりです。

また、夜間についても、防犯等のため照明の継続や必要に応じた機器等の運用上の点検作業が実施される場合があるものの、工事自体(発注された工事)は行われていない旨確認しています。

いずれにしましても、当初、想定されていなかったこと等が生じる場合は、 あらかじめ地元への説明、情報提供等の手続きをしっかりと行った上で、諸手 続き・作業等を進めてまいります。

2 また、区域外の松の木(3本)の伐採については、TPY-2レーダーの 運用に支障とならないよう、防衛省が、環境省、国土交通省や公園管理者等 と所定の協議等を行った上で、景観保全に特段の支障がない範囲内で伐採されたものと了知しています。

- 3 さらに、ご指摘の緑色の構造物については、レーダー及び関連機材を覆い 海風や悪天候等の風害から守るためのもので、配置計画上は「レーダー及び 関連機材」に不可欠に付属して機能的に一体的な構造物であり、構造物の分 類としては「レーダー及び関連機材」に含まれるものと聞いております。 したがって、これまでご説明してきた計画に特段の変更はないと了知していま す。
- 4 最後に、発電機の騒音については、早急に改善措置を講ずる必要性がある と日米で認識し、消音装置の設置などの対策を実施しているところでありま すが、更に万全な措置について市としても早急に対応するよう強く要請して います。

なお、近畿中部防衛局が実施している騒音度調査については、これまでに 運用前3回の調査を実施したところであり、今後、運用後の調査を複数回実 施することとしております。

3 , 環境問題について

電磁波の事前調査が行われていますが、その方法(海上の調査場所は適切なところではないなど)や結果の公表方法(3箇所やっているのに数字が1つしかない、単位が不適切など)に問題が指摘されています。市はどのように考えておられますか。

基地の建設が本格化していますが、用水の取水と排水について市はどのように把握しておられますか。排水に係わる調査の現状はどうなっていますか。

発電機の稼働によって大量の軽油が燃やされ、排ガスが出されていますが、市はその事をどのように考えておられますか。

【回答】

1 電磁界強度調査は、経ヶ岬通信所近傍地域において、電磁界強度による環境への影響についてデータを収集し、レーダー運用の前後で比較・検証するという調査の主旨を踏まえ、専門的知見を有する専門機関に委託して実施しているものであり、その方法及び調査地点については、専門機関から調査の趣旨に沿った提案を受けた上で防衛省と調整を行い決定したものありますが、第2回目、第3回目の調査結果については、3ヶ所とも同じ数値となったため、1つの数値として公表したものです。

2 用水及び排水については、第 期工事において実施する予定として現在、 米側において検討しているところであると了知しています。

排水については、経ヶ岬通信所における生活関連排水を浄化槽で処理し、排水基準を満たしたものを施設・区域外に排出すると聞いておりますが、市としても既定方針どおり、今後、排出場所が決まり次第、磯焼け調査を実施するとともに環境への有意な影響を来たさないよう万全な対応を期してまいります。

なお、発電機の排ガスについては、本通信所の稼働状況では、環境に対する影響が生じるレベルでは全くないと了知していますが、いずれにせよ、各般に亘り住民生活の安全に支障を来たすことのないよう十全な配慮をしてまいります。

4 、「米軍経ヶ岬通信所の設置に係わる安全・安心連絡会」について

10/22(水)に、「米軍経ヶ岬通信所の設置に係わる安全・安心連絡会」が発足しました。ところが、そのメンバーとなる「地域住民代表」の中に基地地元宇川地区の住民代表が含まれていません。それは何故ですか。

10/27 の事故や、約束違反の基地工事など、京丹後市民の安全安心を脅か す事態がいくつも起こっています。この連絡会でこれらのことは検討されて いますか。されていないのなら、それは何故ですか。

- 1 事実関係としては、袖志区、尾和区の両区長とともに宇川連合区長もメンバーに参加していただいています。ただ、今年度は、宇川連合区長が丹後町区長連絡協議会の会長であり京丹後市区長連絡協議会の幹事であったため、その肩書きが被せられ表記されたものであり、今後も宇川地区の代表区長に構成員となっていただく予定としております。なお、今後、規約の表記においても宇川代表区長として明確にしてまいります。
- 2 また、米軍関係者の自動車事故を含め、住民の安全・安心に関わる情報については、できる限り速やかな情報提供を求めており、「安全・安心連絡会」の開催時には、本回答 1 Pに記載しているとおり、事故全般について報告を受けることとしており、本連絡会の場をはじめ様々な形で情報共有や安全・安心を確保する取組に努めてまいります。

5 , 約 160 人の米軍関係者について

レーダー搬入に合わせて、約 160 人の米軍関係者が既に揃っていると聞きますが、その内訳(軍人と軍属の人数、軍属はシェネガ社とリーション社のそれぞれの人数、それ以外の関係者の数)と現在の居住場所はどうなっていますか。

それらの方々はどのような形態で勤務をされ、どのような方法で通勤され ていますか。

約 140 人の軍属の居住地選定は現在どうなっていますか。基地内に住むと される軍人の方々は、その後基地外に出て住むことはないのですか。

- 1 経ヶ岬通信所に配属される米軍人等は最大160名程度であり、内訳は、 軍人約20名で、軍属のうち、特に警備については、その人数を明らかにす ることが警備の管理運営に不測の影響を及ぼしかねないことも想定されるた め、内訳については、やむなく差し控えざるをえない点お許しいただきたい 旨伺っており、ご理解をお願いします。なお、従来から説明しているとおり、 軍属約140名で、現在、軍人、軍属ともに市内のホテルに宿泊しています。
- 2 また、軍人、軍属ともに、主にワゴン車やシャトルバス等でまとまって通勤しております。また、TPY-2レーダーは24時間運用であるため、任務ごとに交代制で勤務しており、軍人、軍属ともに、主にワゴン車やシャトルバス等でまとまって通勤しております。
- 3 なお、今後の居住地の選定等については、昨年10月15日付け緊急要請 書回答3Pの2に回答しているとおりですので、ご参照ください。